

第18回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 議事概要

1. 日時：令和4年1月31日（月）16:15～18:15

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）牧島大臣、小林副大臣、規制改革推進室辻次長

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<①：再エネの適切な導入拡大に向けたデジタル時代における電気保安規制の在り方について>

一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 コスト削減委員会 佐藤委員長

一般社団法人 日本経済団体連合会 根本専務理事

日本テクノ株式会社 岩崎常務取締役

経済産業省 大臣官房 苗村審議官(産業保安担当)

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 田上課長

電気保安室 古郡室長

<②：グループ内外無差別的な電力取引の担保策等のフォローアップ>

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 総務課 轟田課長

取引監視課 池田課長

取引制度企画室 東室長

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 小川課長

電力産業・市場室 下村室長

4. 議題：

（開会）

①再エネの適切な導入拡大に向けたデジタル時代における電気保安規制の在り方について

②グループ内外無差別的な電力取引の担保策等のフォローアップ

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては御多用中のところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。

また、本タスクフォースは内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にあるURLから資料を御覧く

ださい。

本日は、牧島大臣、小林副大臣に御出席いただいております。

それでは、牧島大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○牧島大臣 有識者の先生方、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、YouTubeで御視聴の皆様も関心を持っていただきありがとうございます。

デジタル規制改革、行政改革を併せて担当させていただいております。

本日は、私と小林史明副大臣も同席をさせていただいております。

本日の議題は2点になります。動画を御覧の皆様に変更して御報告いたしますと、再エネの適切な導入拡大に向けたデジタル時代における電気保安規制の在り方、もう1点が、グループ内外無差別的な電力取引の担保策などのフォローアップ、この2点を取り上げることとしております。

前半の電気保安規制の在り方については、主任技術者の不足など、現在を取り巻く環境の変化がございます。そして、デジタル庁が昨年末作成したデジタル原則もありますので、そうしたものを踏まえて、電気主任技術者制度の見直しについて御議論をいただきます。

後半のグループ内外の無差別的な電力取引の担保策等のフォローアップについては、経済産業省の各審議会でも御議論を進めていただいているところと思いますけれども、その進捗をこの場において確認させていただきます。

そして、情報公開の不十分な点など、さらなる改革が必要となる事項を具体的に御議論いただければと考えています。各省庁の皆様にはスピード感を持って建設的な御議論をお願いしたいと思いますので、御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるためにイヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務的な調整により個別分野の規制改革が進展した件について、事務局から簡単に御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。こちらは風力発電所等の建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時活動拠点に係る手続の緩和でございます。こちらは風力発電が最近非常に大型化しております、これに伴いまして近接工事に必要な貨物自動車というのも大型になってきてございます。これらについて従来は、工事のたびにその都度運送事業者が建設工事現場の近くに営業所を設置する、あるいは廃止する、そういう手続が必要だったわけでございますけれども、今回、これらの工事というのは期間が限定的であることに鑑みまして、臨時の活動拠点において適切な措置を講ずることを前提に、その設置及び廃止の手続を緩和する特例を設けたところでございます。

こちらは先週の水曜日に通達が発せられてございます。通達の中身は資料1に掲載して

いるものと同じでございます。

私からの説明は以上であります。

それでは、1つ目の議題に入ります。デジタル時代における電気保安規制の在り方でございます。

まず、再生可能エネルギー長期安定電源推進協会から7分以内で御説明をお願いいたします。

○再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（佐藤委員長） ただいま紹介いただきました一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の通称REASPという協会のコスト削減委員会の委員長をしております佐藤でございます。

REASPという団体につきましては、発電事業者が一丸となって、今後再生可能エネルギーの大量導入に向けてS+3E、安全、経済性、安定供給、環境をどのようにバランスしていくべきかをテーマごとに委員会等を通じ、課題解決に向けて取り組んでおる団体でございます。

本日は、O&Mの実務を御紹介した上で、発電事業者としての立場で、どういうことが考えられるかということをお話したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1 ページ目、まずはこちらの太陽光発電事業の要望の背景を御説明いたします。

まず、安全性でございます。安全性につきましては、太陽光発電所につきましてはタービン、そもそも燃料がないということで、そもそも火災の発生リスクというのはかなり限定的であるという点が挙げられます。

2 番目でございます。設備の大部分が3種で対応可能という実態ということでございますが、9 ページ目のほうを御覧いただければと思います。こちらを見ていただくと、太陽光発電設備の場合、発電設備から送電線まで、こちらで言うところの真ん中の図の右側のところでございますが、わずかなところを除けば、ほとんどの太陽光発電設備というのは、この受変電設備の左側でございますので、1,500ボルト以下の設備でございます。また、トラブル等が発生する場所におきましても、基本的にはこの真ん中にごございますパワーコンディショナーというところまでの間に起こることがほとんどであると認識しております。

続きまして、人員不足、または人件費増加による事業継続の困難性というところがございます。こちらは先ほど大臣からも御発言がございましたが、現状でも2種の主任技術者は場所によっては取り合いになっておりまして、コストアップしているという状況でございます。今後、再エネの普及を考えますと、主任技術者が足りないということが明らかであると考えております。

その下でございますが、自社選任につきましては、これまでの大型の発電所運営におきましては、一定の保安数以上の確保につながっていたと認識しておりますが、再エネにつきましては今後さらなる分散であったり、地産地消が進む中、小規模な発電事業者がどんどん増えてくるという傾向がございます。むしろ自社選任で自社の保安を確保するよりも、大手の保安業者による一元管理の方が保安水準の確保であったり、経済性について

もつながるのではないかなと考えております。

最終段の必ずしも現地点検が必要でない実態ということでございますが、太陽光発電設備につきましては、出力に対してかなり大型な設備になります。実際に今の主任技術者の規定に基づき現地に主任技術者がいらっしゃいますが、実際は現地で発電所の1枚1枚のパネルを見ているというよりは、あくまで遠隔監視のデータを監視しておりまして、そこで異常値が出た場合に現地に行くというような形で、実態上は運営されているというところがございます。これまでと違った再生可能エネルギーの拡大という中で、実態に合った保安制度への改定は非常に有益であると我々は考えております。

要望のところにいらさせていただきます。

要望の1点目でございます。こちらは主技選任の規制の緩和ということでございます。

大きくは2点ございまして、1点が先ほど申し上げたとおり外部委託、こちらのほうを認める制度に変更できないかというものでございます。

もう1点が、特高への拡大ということで、現状特別高圧案件につきましては、電気主任技術者の2種というものが必要になっておりまして、そちらを3種の駆けつけによって代替できないかということを考えております。

今の概念図が4ページ目の図の真ん中右段のところでございます。こちらに特別高圧案件につきましては、統括の電気主任技術者、2種の方が今までどおりいるという形になりますが、その指揮命令の下、3種もしくは担当の技術者が各発電所まで2時間以内のところに配置するというようなことを考えております。

次に要望の2番目でございます。スマート保安規制の緩和ということでございます。こちらにつきましては、高度の保安力を有する事業者には、組織の力量、また、新たな技術の導入を踏まえまして、点検の頻度、方法に裁量を与えるべきだと思っております。

現状でございますが、全ての発電所はスマート技術を活用できているという状況ではございませんが、一定程度こういったスマート技術、AIを使ったり、ドローンを使ったり、監視カメラを使ったり、遠隔監視などのデータを活用することによって、一定程度の点検等ができるものにつきましては、裁量を与えるべきだと考えております。

続きまして、同じことで(2)で、点検項目ごとのスマート技術への単なる置き換えではなく、電気保安システム全体のスマート化を目指すというところでございますが、これは例えば目視をするところを全てカメラに置き換えるとか、例えばドローンでその一部を代替するとかということではなくて、全てのトータルパッケージのデータ監視によって、個別にこの技術を導入するというのではなくて、パッケージでのスマート化というのを目指すべきではないかなと考えております。

最後でございます。その他コストへの影響ということで、主任技術者規制につきましては、先ほども申し上げたのですが、この制度自体が再エネ、特に太陽光には現状マッチしていないのではないかなと考えております。また、これが一部コスト増の要因となって、太陽光発電の電気代のところにかかってきていると考えております。

また、スマート保安につきましても、最初の導入時にはコスト増になりますが、一部コスト増として頭でかかる部分とは別に、期中の外部委託等々の見直しを同時に行うことによって、コスト削減と両立することができるのではないかなと考えております。

以上で、私からの御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、日本経団連根本専務理事から一言御発言いただいた後に、続けて、日本テクノ株式会社から御説明をいただきます。合わせて7分程度でお願いいたします。

○日本経済団体連合会（根本専務理事） ありがとうございます。本日こうした機会をいただき感謝を申し上げます。この規制改革要望は経団連として提出させていただいたものでもございますので、冒頭に一言だけ申し上げます。

社会のデジタル化を進めます上で、あらゆる分野で抜本的な規制制度の見直しが必要となっていることは先生方も御承知のとおりです。中でも電力保安につきましても、これを担う電気主任技術者の人材不足、これは今御説明のあったとおり深刻化しておりまして、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入加速が至上命題となるなか、その阻害要因となることが懸念をされています。

デジタル技術を最大限活用して効率化、省力化、そして、安全性の向上を図ることが不可欠でございまして、デジタル臨調も立ち上がった今、徹底的にこれを推進する必要がある、その好機であると考えます。

そのためにも技術革新に追いつけない旧態依然とした制度は迅速に合理化する必要があると考えます。経団連といたしましては、電気主任技術者の遠隔監視要件の緩和に加えまして、設備ごとの換算係数、圧縮係数の見直しや月次点検及び停電を伴う年次点検の期間延伸を要望してきたところです。このうち、特に本日は点検の見直しにつきまして、この後、日本テクノ様から御紹介をいただくよう段取りしていますので、ぜひ現場の声としてお聞き取りをいただければと思います。

私からは以上です。

○日本テクノ株式会社（岩崎常務取締役） ありがとうございました。御紹介いただきました日本テクノでございます。保安点検の事業者という位置づけになります。

資料の表紙ですが、本日は再生可能エネルギーの主力電源化に向け、導入促進のために、電気保安規制の側面から重要なポイントと考えられます電気を止めて行う年次点検の延伸について御説明いたします。

延伸とは点検実施の間隔、期間、これを延ばすことです。用語として本日の説明の中では再生可能エネルギーのことを再エネ、電気を止めて行う精密な年次点検のことを停電年次点検、電気主任技術者のことを技術者と呼んで説明します。

最初のページ、電気保安事業の歴史年表を書かせてもらっています。かつて高圧電気を使用するには設備の保安点検を行う専門の技術者を社員として雇う必要がありました。1955年以降、高度成長期の中でその技術者の不足が顕在化してきました。対策として1965

年、新電気事業法が施行され、技術者の外部委託制度が始まり、技術者を管理する公益法人が設立されました。2021年、エネルギー基本計画の中で、再エネの主力電源化が定められ、今後、再エネ設備の多数導入が見込まれるため、かつての高度成長期のような技術者の不足状況が想定されます。

本日の説明事項ですが、①対象設備、御説明の根拠としましたデータ分析としては高圧事業設備、工場とか事務所を中心としていますが、再エネ設備においても同じカテゴリーの技術者による点検が必要となります。

②重要課題、国の報告で2030年に約2,000人の技術者が不足するとの予測が示されており、新たに導入予定の再エネ設備の運用開始に支障を来す事態が想定されています。

③対策、この先、技術者の入職増加は基本的に厳しい状況であり、現状技術者1人当たりの担当物件数を増やすことが現実的な解決策となります。

今回、安全面に関するデータ分析を踏まえ、月次点検については現行の毎月から4か月に1回以上、停電年次点検については現行の毎年から6年に1回以上とすることを提言いたします。

次のページで太陽電池設備、ここではたくさん技術者が必要であり、主力のメガソーラー大規模施設については、停電年次点検に対しては約10名の技術者の確保が必要とされます。

次のページ、電気保安の目的とは何か、1つ目が波及事故、周辺への事故拡大の防止、2つ目が人的被害の防止、3つ目が生産活動の維持とされています。

次のページ、本日の説明の構成ですけれども、①そもそも事業設備は安全である。昭和40年代と比較して現在は設備ハードの品質が大きく向上しており、故障がほとんどありません。

②技術者不足が深刻である。今後、技術者の状況が変化のない場合、新たな再生可能エネルギー設備の点検需要に対応することが困難になります。

③計測技術のほうですけれども、こちらはハード的には非常に成熟しておりまして、現行の遠隔常時監視によって安全性が確保されるものと考えます。

次のページが停電事故と停電年次点検の関係です。直近の10年間、約2万件の当社のお客様のデータについて停電事故の発生率、図表の緑丸で囲った発生率、それと、横軸が停電年次点検の実施回数との関係を見ました。結論、相関性はなく、停電年次点検の実施に関係なく、停電事故の発生が少ないことが分かります。

次のページが停電事故と設備経過年数、受変電設備が構成する機器に起因する停電事故を経年別に整理しました。結論、更新推奨年内での停電事故率が0.39%と小さいこと、また、点検において自主的に改善された事項が非常に僅少であることに鑑み、更新推奨年内は何もしなくても安全であると言えます。

次のページはマンション等での受変電設備の管理者、これが異なると点検頻度が異なるのですけれども、送配電事業者が管理する場合には停電年次点検は5年に1回以上とされ

ていますが、実際には実施されていないことが多いです。それ以外の場合は、停電年次点検が毎年となっていますので、これから分かることが、実際は停電年次点検をしなくても安全であるということが実証されていると言えます。

次のページが提案の背景ですけれども、aが点検対象設備数の増加要因、①再エネの主力電源化、②外部委託への動き、bが技術者数の減少要因、①高齢化、退職者増加、②少子化、③定年の年齢延長、65歳、70歳と言われていますけれども、現在の技術者の約46%、つまり保安協会以外は大手メーカーを定年退職された方が技術者をやられている状況があります。④実務経験の短縮策があるのですけれども、効果は限定的かと思います。⑤今後ですけれども、インボイス方式導入というところが懸念されています。

次のページが技術者の数、試算、経産省の報告書を踏まえて2030年、定年65歳、45年、定年70歳として試算しました。

次のページが点検対象設備の件数と全てを賄うための技術者1人当たりの担当件数を2030年では1人当たり71件担当、45年には106件担当することが必要だということが試算されました。

次のページが国内全件設備の点検を可能にする月次、年次点検の頻度分布、これを線形計画法で試算しました。横軸が月次点検の頻度、縦軸が年次点検の頻度で、2045年、赤の実線、線は双曲線ですけれども、右側の●を見て、月次で4か月に1回以上、年次で6年に1回以上とすることが妥当な頻度と考えます。

提案をまとめます。繰り返しになりますけれども、常時監視装置の設置を条件に点検の頻度として高度化設備については月次を4か月に1回以上、年次を6年に1回以上とすることを提言とさせていただきます。

次のページですけれども、これらが事業者たる日本テクノ及び経団連が言っているだけでなく、実際に事業場、ユーザーからの要望として、今月の1月25日現在ですけれども、4,377名の方、事業場でいうと3,097事業場から停電年次点検の延伸要望をいただいております。

プレゼンとしては以上です。ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して川本委員から10分以内で御説明をお願いいたします。

○川本構成員 川本でございます。本日は、経産省、REASP、経団連、日本テクノをはじめ、関係者の皆様、御参加に感謝申し上げます。

電気保安に関する構成員意見を説明させていただきます。

大規模な発電受電設備をはじめといたしまして、電気設備が火災、停電、感電なく安全に運転が行われるというのは現代社会の基盤であって、今後、再生可能エネルギーを中心に電力利用が拡大していくということを考えますと、ますます電気保安の重要性は増していると思われまます。

先ほど来、実際に電気保安サービスに従事されている方々から現在の規制について様々

な問題提起がありました。当タスクフォースとしては、主任技術者の駆けつけ時間の問題など、今顕在化している個別問題の解決を切に望むものでありますけれども、同時に今の規制の在り方、基本的な考え方の転換をここに提言させていただいております。

それはどういうことかと申しますと、現在の電気保安規制は、外形基準を詳細に規定する一律的な規制、いわゆる仕様規制というのが中心になっております。先ほど来、御説明がありましたように、事細かに人員の配置ですとか点検頻度、こういった保安の手法をあらかじめ国が定めて一律に民間に遵守を求めるという規制のやり方でございます。私どもは、こうした規制は時代遅れになってきているのではないかと考えています。急速に進む技術、これは狭い意味でのデジタル化にとどまらないわけですけれども、大量のデータ分析、あるいはAIの活用など、民間サービスは知恵を絞って保安の質の向上を図ろうと不断の努力をされています。現在の一律規制は、ともすればこうした技術進歩、努力を固定化して阻害しているのではないかとこの心配がございます。

問題点の指摘を受けるのを待って、詳細なルールをゆっくり少しずつ変えていくというやり方では、今後も急速に進む環境変化に常に後追いになってしまう。したがって、より柔軟な体系への転換が求められるとっております。

では、それはどういう規制体系なのかということなのですが、一言で申し上げますと、規制の目的を客観的に明確化し、その目的達成のためには、民間の自由な創意工夫を許容する、いわゆる性能規制型の規制です。これは実は提言の3の(2)で書かせていただいておりますが、昨年12月にデジタル臨調で策定され、閣議決定もされました「構造改革のためのデジタル原則」があります。そこでは、「一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して、達成に向けた民間の創意工夫を尊重する」と示されております。私どもの今回の提言は、まさにこの原則を電気保安規制において実現しようというものであります。

実際それが可能かということなのですが、可能であると思います。私どもの提言の4の(1)で概略を説明しているところなのですが、一律の規制をやめ、事業者の保安力の水準に応じて、蓄積されたデータや遠隔監視の技術をフルに活用して民間規格にも準拠する。こうした創意工夫を尊重していくということが基本でございます。

例えば私どもの資料の9ページに、太陽光発電設備を遠隔から監視し、異常を早期に予知する技術が示されております。こうした技術を活用している場合には、先ほど来の電気主任技術者が駆けつける時間ですとか、あるいは月次や年次の点検頻度を一律に要求するよりも、むしろ効果的に安全が確保できるのではないかと考えます。

もちろん悪質なサービス業者が出てきたらどうするのかという問題もあります。ただ、これについては日本のほかの分野の規制に先行事例がございます。住宅建築の安全確保、これも大変重要な問題ですけれども、これについては保険制度が導入されております。保険への加入を通じた経済インセンティブに基づいて、悪質業者の排除と損害填補が図られております。これも私どもの提言の4の(1)に住宅瑕疵担保履行法についての説明で示

しております。

現在の規制を眺めると、詳細な一律規制によって過剰になっているという懸念が強くなります。例えば私ども提言4（2）に挙げるように、再エネの特別高圧発電設備の保安になぜ外部委託が認められていないのか。また主任技術者が監督できる人数や事業場が一定数に規制されておりますが、そういった数値にどんな根拠があるのか。

あるいは先ほど説明がありました、主任技術者が到着する範囲が、今は2時間以内に到着する範囲という条件があります。この条件が設定されたのは半世紀以上も前のこととございまして、その根拠について、今回私どもは関係者にお伺いしたのですが、誰も覚えていないという状況でございます。

兼任や外部委託の場合、点検は年に何回、月に何回という頻度が定められておりますが、これもその回数に根拠が、どのような科学的な知見に基づいているのか、疑問があるところです。

こうした個々の問題について前進を要望するのですが、同時に、規制全体の柔軟な規制への移行、転換をお願いしたいという趣旨です。

実はこの後、経産省のほうからも御説明があると思いますが、現在、経産省が準備されている保安に関する改正法の考え方も、私どもが今提言している内容と共通するものはあると理解しております。他方、古い詳細な一律規制にはまだ手がかかっておりません。経産省の考え方も、どちらかと言えばやはり漸進的であるように見受けられます。今後も急速に進む環境変化に対応できるのか、民間の創意工夫を阻害しないのか、非常に気になるところでございます。今、法案の改正で芽生えている考え方、これをむしろ保安行政全般に展開していただき、早急に貫徹していただきたいと思っております。

ここで1点注意しなければいけない点がございまして。旧来型の規制を変更しないままに一律に新たな技術を取り入れることを求める懸念です。例えば現在、目視による設備点検が要求されている場合があります。この要求自体が、科学的な根拠が薄い、過剰な規制になっている可能性が非常に強いと思っております。

もしこの目視点検の義務本体が実際に過剰であるのかをきちんと見直さないままに、目視を、全て例えばカメラによる監視に置き換えることを要求していくことになると、結果としては、カメラ監視装置に膨大な投資を保安業者の方が要求されて、結局安全にはあまりつながらない。その可能性がございまして。むしろ新技術の名の下で不合理が拡大してしまう。こうしたことはぜひ避けていただきたい。これが私どもの4の（2）の最後で書かせていただいております、「テクノロジーニュートラルな規制」をお願いしている点でございます。

最後に（3）で述べておりますけれども、現在、再生可能エネルギーの関係ですが、汽力発電所の監視形態をリスクに応じて調整するということがなかなかできない。これにより汽力発電所の中では低リスクのバイオマス発電の導入が遅れているという実態があるようでございますので、その点についても早急な規制改革をお願いしたいと思っております。

以上、過剰になりがちな現在の電気保安規制を抜本的に合理化し、今後の技術進歩にもスピーディーに適用し、再エネ発電の拡大にも資する規制改革について御説明いたしました。御清聴ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続いて、経済産業省から10分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（苗村審議官） 産業保安担当の審議官をさせていただいております苗村と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

本日は、REASPの佐藤様、経団連の根本専務理事、日本テクノの岩崎様、それから、川本委員から様々な御指摘をいただきましてありがとうございます。

川本委員からのお話にもありましたように、私どももそういう意味では一律の保安規制から保安能力に応じた制度に変えていくような様々な検討を進めている状況でございます。

現行制度を御説明させていただき、そうした検討状況について今から御説明したいと思います。資料5を御覧ください。

まず1ページ目ですけれども、現行の我が国の自家用電気工作物保安規制でございます。電気事業法では法目的であります公共の安全を確保するために、電気工作物の工事、維持、運用を規制しておりまして、この自家用電気工作物につきましては公衆災害、それから、供給支障といった事故を防止するために工作物の設置者に対しまして、主任技術者の選任届け出などを義務づけております。

2ページに移らせていただきます。電気主任技術者でございますけれども、1つ目の黒ポツに原則が書いてありますけれども、一つの電気工作物ごとに1人というのが現行の制度の基本的な考え方ですけれども、現行におきましても一定の要件を満たす場合には専任形態を専任ではなく統括ですとか、兼任外部委託が可能となっております。

次のページに図がございますので、こちらで御説明をします。専任については1つの電気工作物を1人が見るということで、これについては制限がないという形になっております。統括につきましては、統括の事業場におきまして電気主任技術者の統括の下に個々の工作物ごとに担当技術者がおりまして、こうした形で見るとというような形になっております。これに比べまして、兼任の場合は複数の電気工作物を1人の電気主任技術者が兼ねるということになっております。それから、外部委託につきましては、電気工作物を複数見るということで、それぞれ専任や統括に比べますと厳しい規制がかかっているということでございます。あくまで現状としてはこういうことになっているということでございます。

4ページ目でございますけれども、そうした観点から電気主任技術者を専任、または統括する場合の点検頻度や点検内容については、民間規格ですとか、機器メーカーが推奨する内容を参考にして、当該電気主任技術者の判断で設定をできるということになっておりますけれども、電気主任技術者が兼任、または外部委託をする場合ということにつきましては、点検頻度や点検内容が国の告示等で定められた点検において一定の制限がかかっているということ、これについての御指摘をいただいたということでございます。

左下にありますように、兼任、外部委託の場合については、例えば年次点検については御説明にあったとおり1年に1回ということになっているのですが、信頼性の高い機器等につきましては、停電については3年に1回にできるとか、こうしたところで見直しを図ってきているところがございます。

5 ページ目を御覧ください。こちらは海外の自家用電気工作物の規制体系ということになっております。この制度につきましては、個々の制度を単体で比較するよりは全体のシステムとして考えていく必要があると思っておりますけれども、一般論として、御指摘にありましたように欧米においては専門資格者が設備設計ですとか、行政機関、専門機関による竣工検査により電気保安の安全を確保するというのが一般的になっております。

6 ページ目でございます。自家用電気工作物の事故件数につきましては、ここに書いてありますように減少傾向となっております。停電時間、アメリカ以外はかなり低いところを書いてありますので、むしろ日本のほうが高くなっている部分がありますけれども、概して諸外国に比べて低水準であるということだと思えます。

続きまして、7 ページでございます。再エネ発電設備が増加をして、導入拡大が進んでおりますけれども、それに伴いまして事故件数のほうも増加傾向になっております。事故も増加して公衆への影響を及ぼしたような事故も出てきているということで、電気事業法の改正によって10キロワット以上、50キロワット未満の太陽光発電ですとか、20キロワット未満の風力設備についても事故報告の対象に加えたというようなことで、健全な形で導入が進むように規制を導入しているところがございます。

8 ページでございます。電気主任技術者につきましては、こちらにございますように一定の前提を置いた上で、需給の見通しについて審議会などでも議論させていただいておりますけれども、将来的に第2種、第3種の電気主任技術者について、再エネ発電設備の増加等もございまして、将来的には人材が不足するというのは私どもも共通の認識でありまして、こうした中できっちり保安が確保されるようにしていくことが必要であります。そのためには、デジタル技術を活用しながら保安管理業務の安全性を確保しながら効率化を進めていくことが不可欠であるという認識でございます。

9 ページにまいりますけれども、こうした問題意識で進めております検討の中身について御説明をさせていただきます。再エネの事業者が増えるとともに設備の設置形態なども多様化をしております、ここに書いてあります運営体制ですとか保安意識、こうしたものも千差万別になってきているということでございます。

左下の図にありますように、これまでの考え方はもの自体のリスク評価で一律の規制を課していたものを、今後はもの自身のリスク評価に加えまして、事業者の方の保安力の評価を活用した規制体系に移行していくことが重要であると私どもとしても思っております、①にございますように、高度な保安力を有する方については、定期検査をより柔軟化していくとか、そういうようなことで規制の適正化を図っていく、他方で、下のほうにございます小出力の発電設備につきましては、必要最低限な規制を新たに導入していくとい

うようなことも考えていかなければいけないと思っております。

10ページ目でございますけれども、主任技術者の常駐・駆けつけルールでございます。こちらにつきましては電気設備のリスクに応じて専任配置要件を規定しておりまして、例えば火力発電所につきましては事故後、被害が拡大するということを踏まえて、主任技術者の常駐を原則として求めているところでございます。これは通常の点検というよりも事故対応というような問題点もあって、このような形になっています。他方で、太陽光ですとか風力など、事故後の被害拡大のリスクの低い設備につきましては、常駐ではなくて2時間以内の現場到着を求めているところでございます。

11ページにまいりまして、今後、大規模な再エネ発電設備とか、山間部上や洋上でも様々な開発をされていくと見込んでおります。現状ですけれども、5万ボルト以上で系統へ接続する場合には、第2種の主任技術者の専任が必要でありますけれども、これも御指摘にありましたように、特に地方では大きく不足すると見込んでおります。こうした状況を踏まえて、それから、遠隔監視等のスマート保安技術の進展とかも踏まえまして、こうした技術を活用したり、第2種電気主任技術者が確実に監督できるということを前提に、第2種の資格を有しない方であっても、担当技術者が2時間以内に現場で到達できるような体制を可能とするということを考えております。

左側が現行制度で、現状では統括の事業所に担当技術者を置いて、そこから2時間で行かなければいけない形になっておりますけれども、これを右側にありますように、統括事業所と離れたところに担当技術者、より発電所に近いところにいらっしゃる場合でも、連絡が取れて、かつ担当技術者の方が2時間で駆けつけられるというようなことになっていけば、これで上のほうの黒ポツの3つ目にあるようなことを確認した上で対応できるようにしようということでございます。

続きまして、12ページでございます。外部委託制度における月次・年次点検の見直しということでございます。これはどうしてもスマート保安技術の活用というものを推進していかなくてはいけないという認識については変わりなく思っております。

それで、ここにありますように現行の月次点検、年次点検でも、これらの内容と同等の保安レベルは確保されるかどうかを適切に確認していくことが必要としておりますけれども、御指摘にありましたように、一対一で全てをやるという発想ではなくて、できるだけ安全がしっかり確保できるというような考え方を達成できるような制度にしていく、そういう技術の進展を阻害しないというのは私どもの認識としても同じですので、これについてはお話を伺いながら、ぜひしっかりと考えていきたいと思っております。

13ページでございますけれども、マンションに設置される受電設備の点検頻度でございます。こちらについても御説明にございましたけれども、もともと各戸ごとに受電していたものを一括に受電するというような形にした場合に、ここにありますように異常電流の検知措置ですとか、系統等の遮断装置の付加が必要になります。こういうような設備が必要になるのですけれども、そうしたことも踏まえて、点検がより頻度を高めて必要だとい

うことになっております。

停電を伴う年次点検ですけれども、原則は年1回なのですけれども、信頼性が高い機器が設置されている場合については、現状においても停電を伴う年次点検自体は3年に1回に延伸することは可能でして、この13ページの下側に、認められる要件の例が書いてございますけれども、現状の技術レベルといえますか、製品のレベルからすると、決して高いものではないとは思っております。ただ引き続き、点検頻度については検討していきたいと考えております。

続きまして、川本委員からお話のございました有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電でございます。こちらは御指摘のとおり汽力発電設備に分類されておまして、ボイラータービン主任技術者の専任が義務づけられております。海外の状況も似たような状態で、ここに書いておられるとおりでございます。実際、熱としては低いにしても熱源に加えて熱媒体に可燃性物質を使用するような場合がございます、漏えい等による火災爆発のリスクが伴って、実際には事故が発生しております。

そう意味で、現時点では当該施設についてはボイラータービン主任技術者の選任を求めるといえるのが必要であると我々としては考えておりますけれども、ただ、設備の特徴とか出力は御指摘のとおりのものでございますので、ボイラータービン主任技術者の選任方法など、運用の見直しについて検討していきたいと考えております。

それから、常時監視ではない随時監視制御方式等についても御意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては工事の体制をどうしているのかというようなことも含めて調査をさせていただきまして、対応を検討していきたいと考えております。

いずれにしても15ページにございますように、それから、委員の御説明にもございましたけれども、デジタル臨時行政調査会における検討が進んでいく中で、私ども今、その中で規制のデジタル原則への適合性について点検を行っているところでございます。我が省といたしましても電気保安規制のデジタル原則への適合性については、改めて検討するとともに、規制がデジタル社会に即してステークホルダーに納得されるようになるように、規制趣旨ですとか、規制の合理性、海外規制との制度比較等について改めて調査して、制度の在り方について検討していきたいと思っております。

そういう意味では、もう一律の規制から保安能力に応じた規制ということで、大きな考え方は変化しておりますので、本日の御指摘も踏まえながらしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山田参事官 苗村審議官、ありがとうございました。

それでは質疑応答に入ります。発言者はこちらから示させていただきますので、御発言を希望される方は手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔にお願いします。残されている質疑応答の時間が15分ぐらいになってしまいましたので、この範囲内で進めさせていただければと思います。

大林さん、どうぞ。

○大林構成員 ありがとうございます。経済産業省の方に簡単に御質問したいと思います。

いろいろな業者さんからこの保安実施をどうしていくかという要望がなされているところなのですが、幾つかの論点があったと思います。丁寧に御説明いただいたのですが、例えば2時間以外で駆けつける、そういったことについて、私どもも根拠を調べたのですが、なかなか根拠が見つからなかったということがございます。これはどういった科学的な根拠に基づいて定められたもので、非常に昔に定められたと聞いておりますので、今現在、様々な技術が何十年もたって進歩している中で、どうしてここがまだ残っているのかについて教えていただけないでしょうか。

もう一つは、やはりこれも事業者さんから要望があったところですが、特高で系統連携する再エネ設備の外部委託について、ほかの業界団体などからも同じような要望をいただいているのですが、どのように対応するのか、スケジュールを含めて明確にお答えいただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

効率的なやり取りをしたいので、続いて高橋委員からも御質問をいただいて、それで、経産省から併せて回答をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。高橋でございます。

今の大林委員の質問とも重複するところがあるのですが、やはり今回の案件というのは、単に電気事業の話だけではなくて、デジタル化ということ、政府が今一番取り組んでいる観点から非常に重要な話だと思っています。まさにデジタル化を日本社会全体が行う上で、たまたまこのタスクフォースの守備範囲でいうと、この保安規制の問題が非常に重要であると思っています。

先ほどの資料の15ページで、デジタル原則への適合性について点検を行っているところだということで、このタスクフォースに限らず政府全体として非常に重要なところであります。改めて調査し、制度の在り方について検討していくと、海外制度との制度比較も含めてということが書かれておりますので、いつ頃までにどのような結論を出される予定なのか、タスクフォースの話があろうが、もうデジタル原則が政府で出ているわけですから、喫緊の課題だと思っていますので、そのスケジュール感について具体的に教えていただければ幸いです。

以上です。

○山田参事官 それでは、一旦ここで切って経産省から回答をお願いします。

○経済産業省（苗村審議官） 御質問ありがとうございます。

大林委員からお話がありましたように、2時間規制というのはかなり古い時代にできたものでございます。これにつきましては事故が例えば起きたとき、それから、トラブルが起きたときに対応するまでの時間にある程度縛りをかけようということでございまして、それで2時間としております。その2時間が長いのか短いのかというのは、これはいろいろ

ろ議論があるところだと思いますけれども、当時議論した中で2時間というのが決められていて、それは変わっていない。

技術が進んで、監視のところは確かに変わったと思います。駆けつけるところにつきましては、2時間というのがある意味駆けつける速さというよりも、むしろ距離は広がっているのだと思いますけれども、これを2時間でいいのか、さらに短くする余地があるのか、短くするとしたらどういふ場合があり得るのかとか、こうしたものについては少し慎重な検討が必要だと思っております。

系統連携と要望について特別高圧の話がありました。これも当然検討の対象の中に入れてやっていきたいと思っております。時期的には令和4年度中に結論を出したいと思っております。

それから、高橋委員からありましたようにデジタル化という観点から、産業保安は重要だけれどもということで、産業保安のところ以外につきましては、コメントを差し控えますけど産業保安につきましても、こうしたデジタルが十分普及しない中でつくった制度、これが今日的におかしなものになっていないのかというものを検証する責任は我々としてあると思っております。非常に広範な項目があって、保安に係るものですから、そういう意味では、しっかりとした調査も必要だと思っておりますので、とはいえ、スピード感も大切ですので、令和4年度のできる早い段階にしっかり調査を行って、来年度中、令和4年度中に結論を出すように、こちらについてももしっかりやっていきたいと思っております。

保安の部分につきましてですけれども、悩みとしては、実際にトラブルが起こったときに、事故が起きたときに駆けつけなくてはいけない部分をどのぐらい考えなくてはいけないかという、監視とか把握をすればいいだけのものとはちょっと違うと思っていまして、とは言っても、それで思考停止することではなくて、どのような形でそうしたものをやるのかというのについては、しっかりと考えていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

八田先生、お願いします。

○八田構成員 今の経産省からの答えは、必ずしも先ほど我々委員が提起した問題の答えにはなっていないように思うのです。

大林さんは、2時間というのはどうしてですかと問われ、川本さんは、規制目的が感電なのか、それとも停電なのか、はっきりさせるべきではないかと言われた。電話ですら、簡単に使えなかった時代には、事故発生後2時間以内に駆けつける必要があったかも知れない。ところが、現在では、電話を利用するのはおろか、遠隔で回線を遮断できるし、デジタルで刻々といろいろな機器の情報を手に入れていることが出来る。この状況で、停電や感電事故が起きたときに2時間で行くことがどれだけ有効なのか。そういう吟味をしないではいけない。今、経産省でそういうことをやっているのですというお答えが欲しかったのです。

もう一つあります。事故保険への加入の義務付けです。これは川本委員が我々のペーパ

一を説明されたときに言われたことですが、事業者の方も事故が実際に起きていることは少ないと言うのだけれども、起きたらば、きちんとしたペナルティーをかける。それと同時に、そのペナルティーに対して対処できるように保険に加入することを義務づけるというようなことをすることが考えられます。そうすると、事業者は、最少のコストでもって最大の事故防止効果を上げるように自主的に、いろいろな工夫をするようになると思います。ペナルティーの支払いを最小化させるためには、場合によっては1時間で行かなくてはいけないような事故もあるかもしれないし、全く行かなくてもいい事故もあるでしょう。それを自主的に考えさせることができる。こういう基本方針は、やはり経産省が審議会の委員の方に適正な規制をお考えくださいというのではなくて、こういう大きな性能規制の方向を打ち出していきますということを役所がまず言って、その線に沿ってお考えくださいと言わなければ議論ができないのではないかと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続いて、川本委員、お願いします。

○川本構成員 今の八田先生のお話をさらに敷衍させていただきます。先生がおっしゃったように、今の2時間を3時間にするとか、1時間にすべきかを今ここで議論し、最終的に個別の問題を解決するというのも大事ですが、そもそも「現行の詳細な規制方式が適切かどうか」へのお答が欲しかったということなのです。

経産省の資料で9ページに今の法体系を見直されるという説明をされました。原則として、モノベースのリスク評価から、プラス保安力を評価する方式に転換されるのは、考え方の方向としては、事細かな一律の規制をやめることになりますので、そのこと自体は評価するのですけれども、ここで書いておられる赤い部分、新しい規制体系です。これをむしろ私どもとしては、是非、大きな三角全体に押し広げていただきたい。その意味で、電気事業法が改正されるのですけれども、見直されるのであれば、是非そういう考え方をこの三角全体に拡大される形で、今回の見直しをされたらどうかと希望しております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかに事業者の方からコメント等があれば、せっかくの機会ですので、よろしいですか。

REASPの方からお願いします。

○再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（佐藤委員長） 今の先生方のお話とややかぶるところがあるのですが、事業者側から見ても先ほどの2時間のところでございますが、今、実際に太陽光発電設備では出力抑制等の事態に備えて、いわゆる遠隔で系統等の遮断をするというような設備をつくる方向に動いていると思うのです。こちらにつきましては再エネを有効利用するという観点から、今までであれば1日全部再エネを止めていたところを、こういった電力会社からの指令によって、ある1時間なら1時間だけを止められる

ような設備を導入していこうというような動きがございまして、これは非常にいいことだと思うのです。

そういったいわゆる遠隔から操作できるものを今入れている状態の中で、別途当然事故の観点というはあるにせよ、基本的にはそこが遮断されていれば系統側には影響が出ないというところまでは担保されていると私は理解しているので、ここの2時間規制のところはもう少し踏み込んで御検討いただけないかなというのは、率直な事業者側からの思いでございまして、安全だから安全だけをやるのではなくて、トータルの再エネの普及と安全を満たせるような政策方向に、ぜひ検討してもらいたいと思います。

以上です。

○山田参事官 日本テクノは大丈夫でしょうか。

○日本テクノ株式会社(清久研究所長) 1点よろしいですか。ちょっと資料を共有させていただいて、先日、経済産業省のスマート保安についてのワーキング会合で出された資料です。スマート保安の今後、事業場の受変電設備内の機器にサーモラベルを貼り温度を測って、そのサーモラベルをカメラで撮るというような、これは、デジタルなのかなという部分のものがあつたのですけれども、こちらにおいては、これは決定されていることなのですか。先ほどもカメラ自体にちょっと否定的な御意見もあつたと思うのですけれども、こちらは経産省から御回答をいただきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

経産省から手短に今までの御質問に対する回答をお願いしたいと思います。

○経済産業省(苗村審議官) 2時間ルールにつきまして御指摘をいろいろいただいております。やはり公衆災害への影響というようなことで速やかに駆けつけられるということで設定された経緯がございましてけれども、そう意味ではいろいろ進んでいる部分もありますから、そうした観点から見直しを続けていくというのは必要かなと思っております。

それから、ペナルティーを厳しくして保険などで担保するというところで、お話が改めてございましたけれども、これもそういう意味では安全をどう確保していくかということで、一気にそちらに舵を取るということはなかなか厳しいというのが正直だと思いますし、とりあえずやってみるというのはなかなか厳しい、人命をかけるということを全ての免罪符にするつもりはありませんけれども、そう意味では保険の状況ですとか、そういうものもしっかりと見極めながら考え方として検討していくということかと思っております。

川本委員からお話がありましたが、三角形をできるだけ広げていくという話につきましては、これはそういう意味では個々の制度ごとに大分違ってくるのだと思います。認定のような形で保安力が優れた人だけにできるものと、あと、やはり技術、今回のテーマでもありますけれども、デジタル技術などの進展を背景に、これは全てに適用しているようなもの、こうしたものがありますので、それはそれぞれしっかりと検討していきたいと思っております。

それから、スマート保安ワーキングについてのサーモラベルについて最後にお話があり

まして、これについては決定をしたわけではありません。何でも目で見ているものは、目に代わるものというような発想ではない形で考えていくというのは私もそう思いますので、その辺の検討はしっかりさせていただきたいと思っております。

以上になります。

○山田参事官 ありがとうございます。

ちょっと時間も押しておりますので、議題1のやり取りはそろそろ終わりにしたいと思えます。細かい指摘等はまた紙ベースで事務局とやらせていただければと思えます。

最後になりましたけれども、牧島大臣、小林副大臣からお気づきの点等、御発言はございますでしょうか。

○牧島大臣 プレゼンをいろいろありがとうございました。時間も限られていると思うので、お礼は手短に、心を込めてお伝えしました。

経産省の御回答を伺っていて、デジタル臨調のことを言及されているのですが、これは事務局長が小林副大臣ですが、デジタル原則への適合性の点検を行っていきましても、デジ臨は一括法改正に向けて進んではいるものの、もう今日の経産省のお話を伺ったら、その意味合いは十分に御理解いただいていますので、デジ臨の一括法改正、春の見直しに向けてのプロセスに乗っからずに、もうどんどんと進めていっていただきたいと思えます。ほかの分野の先陣を切って見直せるものから見直していただくことができる分野だと、今日の経産省からの御報告を聞いて、私自身は確信を持っていますので、デジ臨ではなく、さらに早いペースで具体的な対応の方向性と対応期限をコミットいただくことをお願いいたします。

○山田参事官 大臣ありがとうございます。

小林副大臣から何かございますでしょうか。

○小林副大臣 もう大臣がおっしゃったことに尽きるのですが、日本テクノさんからちょっと御懸念の示されたサーモラベルがありましたけれども、いずれにせよ技術的中立性を確保していただくことはとても重要ですので、何らかの特定の手段を限定せず、しっかりと目的が達成できるルール整備にさせていただくようお願いできればと思えます。よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、議題1はここまでとさせていただきます、続きまして、2つ目の議題でありますグループ内外無差別的な電力取引の担保策等のフォローアップに入ります。

それでは、まず、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会から10分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（東室長） 電力取引監視等委員会の東と申します。

資料6-1に基づいて御説明させていただきます。

大きく5つのパートに分かれております。

1点目、まず発電電力量の関係の情報公開についてでございます。ページ番号4番です

けれども、昨年の冬、スポット市場が高騰したのを踏まえまして、この1年間、発電情報に関する公開をしっかりとやるということで取り組んでまいりました。

具体的には2つ目のポツにあります。公開システムというシステムの中で、何か出力低下するような事象が起きたときに登録しないといけない、情報公開しないといけない対象範囲を広げる。あるいはそのときに、どういった理由で出力低下が起きているかというものを開示情報として加えるといった改定を行いまして、実際、ガイドラインとして位置づけて、11月から適用しているということでございます。

これに加えて、さらに発電の情報、実際の実績をどんどん公開していくべきだという議論があるというのには理解しております。2点目のところについてはこの後、資源エネルギー庁のほうから御説明があると思いますが、別の文脈で系統情報の公表という考え方の中で、今、TSOのほうでエリアごとの供給実績というのを公開していく検討がなされていると理解しております。

さらにユニット別で個々の電源別にミクロの発電情報公開をすべきではないかという御議論もございまして、それに関しては一番下の2つのポツですが、私どものほうで昨年来発電事業者に対してそういったことができるのか、どういう影響があるのかという調査を行いました。その結果、やはり限界費用ですとか、運転パターンが分かることによって交渉上不利になるという御意見もあった一方で、情報開示の必要性を考えると、情報開示というのは前向きに考えていく必要があるのだといった御意見もございました。

また、実際に公開していくとなると、どういうことを考えていかないといけないのかというので、TSO、あるいは広域機関での集計・公開を求める声というのが多かったのですけれども、そういったことを実現していくためには、まだそもそもオフライン、オンラインで情報が取れていないところの発電情報が取れないところのオンライン化、あるいはそういった膨大なデータを処理するためのシステムの改修ですとか、その費用負担をどうするかといった問題があるという点が指摘されていると理解しています。

こちらが1点目でございます。

10ページ目に飛びまして、2つ目の内外無差別についてでございます。内外無差別については昨年来の御議論の中で、私どものほうでは電力会社によるコミットメントという形で内外無差別をフォローしているところですが、改めてその取組について御紹介させていただきます。

もともとこれは2016年、小売全面自由化が行われた後、大手電力会社の中ではやはり自分のところで発電した電気というのは自社の小売部門に社内で卸して、安い電源が動けばそれは当然自社で使うというのがもともとの発想でありました。これは新聞報道とかマスコミ、あるいは世間もこうした取引というのは、報道を見ても当然そうなっているよねというのがもともと世の相場でありました。

ただ、11ページ目ですが、そうした中で、やはり同質財である電気の販売において、電源調達、その価格というのが非常に重要、特に新電力さんから、なかなか電源を持つとい

うことが容易ではない中で、競争上なかなかそれは不利だという御懸念もいろいろと指摘されるようになりました。

一方で、2ポツですけれども、独禁法においても内外無差別そのものを義務づけるような規定はございませんで、合理的な範囲を超えた供給拒絶、あるいは差別的な取扱いといった不当なことが行わない限りにおいては、事業者が自由にどのように供給するかを決めてよいという整理されている。

こうした中で、独禁法のリーチが必ずしもない中で、どういうことをやっていくかという中でいろいろと知恵を重ねて大手電力との調整を重ねた中で、今の内外無差別のコミットメントというところを整理しておりまして、昨年7月にそういうコミットメントを電力会社に求めると、電力会社のコミットメントとして内外無差別に電力を卸すということに約束していただいたということで、今これをフォローアップする取組を行っております。

これは何を申し上げたいかということ、なかなか独禁法を含めて法令上のリーチがない中で何ができるかという中で、今こういう工夫を重ねてやっているということでございまして、後ほど提言書の中でも出てきますが、なかなか内外無差別自体をこういうことを義務づけるとか、こういったことを必ずやらないといけない、キャップをかけるといったことが非常に難しい中でこうした工夫をしているという点を御理解いただければと思います。

その上で12ページ目ですが、コミットメントに基づいてどんな取組をしているかという点でして、もともと2020年の7月に各社からコミットメントを出してもらいました。その上で、2021年度からそれを運用するということになっておりまして、昨年6月と11月にフォローアップを行いました。社内取引価格のほうが社会、グループ外の取引に比べて不当に高いような事例は確認されておられません。これは契約書を出してもらって確認して、こういうことになっております。

一方で、変動数量契約と言われるような数量が上下させられるようなオプションがついている契約のオプション価値の明確化ですとか、交渉機会のイコールフットィング、交渉する時期について足並みをそろえていくとか、こういった点は課題として審議会のほうでも指摘されておりまして、こうした点もしっかりフォローアップしながら、引き続きこういうコミットメントというフレームワークを使いながら、内外無差別の進捗を確認していきたいと考えております。

22ページに飛びまして、グロス・ビディングの廃止についてということでございます。こちらにも以前に御指摘をいただきまして、私どものほうで議論してまいりました。まず、もともとグロス・ビディングというのは、この1点目に書いていますが、大きく3つを目的として導入されています。それは市場の流動性の向上、価格変動の抑制、それから、社内取引の透明性の向上、こういった大きな3つの目的を持って導入しておりまして、タスクフォースでの御指摘も踏まえて、この点について検証を行いましたところ、1点目、2点目については一定程度達成されているのだろう。他方で、3点目については必ずしもまだ社内取引の透明性が確保されているとは言いがたく、内外無差別な取引の徹底に向けて

も、まだ課題がある状況だと評価されました。

これを踏まえまして、3点目の透明性の向上というのがクリアされる場合、そうした何らかの担保がある場合については、それとセットでグロス・ビディングを廃止しようということで、私どものほうの審議会で整理されたところでございます。

これを踏まえて、東京エリアについてはJERAと東電EPの契約変更に基づいて、こうしたものがきちんと担保されるだろうと考えておりまして、去年の11月から先行的にグロス・ビディングを止めているという状況になってございます。

4点目、30ページに飛びます。需給曲線の公開についてでございます。こちらにつきましては、もともとこちらも去年の冬、スポット市場が高騰したのを踏まえまして、去年の2月以降、1日48コマのシステムプライスについて日本卸電力取引所（JEPX）のホームページにおいて、この需給曲線の公開というのを始めていたところでございます。

加えて、エリアプライスについても需給曲線を公開してほしいという要望があったことを受けまして、分団エリア別のエリアプライスの需給曲線の効果について、今年6月をめどに公開するというので、今、JEPXのほうはシステムの改修を進めていくこととされておりまして、これについては今後システムの改修が整い次第公開されていくということになってございます。

以上4点目まで、5番目はプレゼンターが交代します。

○経済産業省（池田課長） 取引監視課の池田です。

35ページ目になります。小売市場重点モニタリングですが、一定の価格水準を下回る小売契約について、競争者からの申告、あるいは公共入札の状況を踏まえ、取引証券等を含む実態を重点的に把握するための取組でございます。

これは電気の経過措置料金に関する専門会議の取りまとめにおける指摘を踏まえ、2019年9月から半年に1回ペースで継続的に実施しているものでございます。モニタリングは旧一般電気事業者等を対象としており、電取委の窓口に深刻な取引だけでなく、電気新聞による公共入札データに基づき、公共入札の落札案件の全てについて小売価格が過去12か月間のエリアプライス平均値を下回っていないかどうかチェックし、価格がエリアプライスを下回っている取引についてヒアリングを行い、その1件1件の取引について電源可変費を下回る価格設定が行われていないかの確認を行うというのが、その流れになります。

36ページ移りまして、直近の取組は昨年12月に結果を発表した2021年上半期のモニタリングです。期間中の案件は公共入札が2,457件、競争者からの申告が1件あり、スクリーニングをかけたところ、ヒアリング対象は公共入札が1,055件となりました。その結果、九州電力の1件について、電源可変費を下回る金額で設定されたことを確認しました。

37ページでございます。九州電力に対してはさらに精密な調査を行い、当該事案の発生原因を究明した結果、見積データの入力ミスとチェック漏れに起因するものでした。電取委では、ほかにも類似の問題がないかどうかさらに精査すべく、九電に対して特高・高圧の過去1年分の全契約について報告徴収を行ったところ、問題となる契約はほかには確認

されませんでした。

今般確認された問題行為は、その意図がない中であっても、結果として競合相手を市場から退出することにもつながりかねないことから、九電に対しては昨年12月に指導を行い、再発防止のための改善報告を求めるとともに、その旨を公表いたしました。

電取委としては、2021年下半期についても、引き続き監視をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、資源エネルギー庁 電力・ガス事業部から合わせて5分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（小川課長） それでは、資源エネルギー庁から資料を2つ、それぞれ簡単に御報告します。まず、電力基盤課長の小川です。

最初に、系統情報の公開・開示の在り方になります。ここで言います系統情報、特に発電の情報というのはマクロの情報でありまして、個別の発電所の状況ではありません。エリア全体のマクロの発電の情報をどのように公開していくかというところでありまして、現状は下にありますけれども、こういったような形で事後的に出しております。今、リアルタイムで、需要については各送配電事業者のホームページで見ることができますけれども、供給のうちでも太陽光などは今でも見られるのですけれども、こういった細かい内訳、下の表のようなものは事後的に公開されているところでありまして。

これを可能な限りリアルタイムに近く出していくと、その際にビジュアル化してということ、今その方針で進める。その場合には、もう一つ燃料種別、これは伝統的に火力というのを燃料種で分けずに全体でまとめて取っているところがありまして、これを燃料種別で公開していくという方針です。

これにつきましては審議会でも御議論いただきまして、遅くとも2023年度中というのは遅いのではないかと、下にそのときの御意見を記してありますけれども、もっと早くできないかという御意見も複数いただいております。今、これについては送配電事業者と、どこまで早めることができるのか、できないのか、協議しているところでありまして。

系統情報の公開については以上です。

○経済産業省（下村室長） 続きまして、電力産業・市場室長の下村でございます。

さらなる競争環境整備に向けた対応策ということでございます。先ほど電力・ガス取引監視等委員会のほうから、大手電力会社の内外無差別な卸売の実効性確保といったことの御議論をいただいているという御報告がございました。この点に関しまして、エネ庁のサイドでも何かできることはないかということで検討を重ねてきたものでございます。それが、この発電部門と小売部門における費用の透明化の措置でございます。

狙いは2点ございまして、1点目は容量市場の適切な運営でございます。容量市場につきましましては、このタスクフォースでも昨年も御審議いただいたものでございますけれども

も、特に2024年度から容量市場の運用が開始されると、これに当たりまして、この大手電力会社の発電費用の透明化といったことを求める声が存在していたところでございます。実際に発電に幾らかかっているのか、そして、容量市場の収入としてそれが幾ら得られるのか、こういったことを透明化し、また、比較可能とするということは、その支払いを行う小売事業者等にとって大変重要と考えられるところでございます。

狙いの2点目で、発電小売事業者間の協議の円滑化でございます。足元市場の不確実性が極めて大きくなっているといった市場動向も踏まえまして、小売と大手電力を含む発電事業者の間で卸供給の契約を結ぶといった事例も増加をしているところでございます。こうした協議を円滑化する観点からも、電力会社は発電に要する費用として一体幾らぐらいかかっているのかといったこと、こうした情報に新電力を含む小売業者がアクセスできること、こうしたことは卸供給の相対契約の協議を円滑化するといった効果が期待できるのではないかと考えられるところでございます。

こうした2つの観点から、昨年12月、特に大規模な発電設備を保有する電気事業者を対象といたしまして、発電事業に要する費用と小売電気事業に要する費用を区分して整理をすると、こうした措置を講ずると、こういったことについて審議会において取りまとめをさせていただいたところでございます。

これは費用を分けただけでは意味がありませんで、これをちゃんと新電力がこの情報にアクセスできることが重要でございます。このため、このようなフォーマットで発電事業に一体幾らかかっているのか、小売事業に一体幾らかかっているのか、そして、参考情報として、自社の発電電力量は幾らであったのか、これが分かりますと、発電単価といったものを新電力は計算することができるようになりますし、また、実際に要した費用に対しまして容量確保金収益が幾らであったのか、ここに数字が入るのは2024年度以降になるわけでございますけれども、こうしたことも比較可能になるような形で公表をする。こういった形で公表を行っていく予定というところでございます。

以上、審議の報告でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

この1年の進捗について御報告いただきました

それでは、次に高橋委員から、これらの進捗を踏まえてさらなる提言ということで、10分以内に御説明をお願いいたします。

○高橋構成員 今、電取委さんとエネ庁さんから報告がありました。もともと1年前に価格高騰問題が起きました。そこから私どもからも公正な競争環境の整備が極めて重要であるということで、提言をさせていただきました。

お手元の資料で言いますと7-1に沿って、進捗状況を確認させていただくとともに、大変良いという点だけでなく、さらに急ぐべき点があると思いますので、その辺りの指摘をさせていただければと思っております。大きく4点に分けて説明をいたします。

まず1点目が、発電電力量等の発電関連情報の公開という部分です。スポット価格の高

騰問題のときも、やはり大手電力さんの運転停止とか、出力低下だとか、なかなか情報が出てこなかったということが、市場の混乱に拍車をかけました。先ほど御説明があったとおり、一定の情報公開が行われてきたことは評価できると思っております。あるいはこれから一般送配電事業者のサイトで需給実績を公表するだとか、そういうことも予定されている。その辺は大きな進捗だと考えております。

一方で、1 ページ目の最後のほうですけれども、やはり発電ユニット別の発電電力量は今のところ公開の対象になっていないということで、先ほども説明がございました。もちろんそれは一企業の内部情報であると、限界費用が明らかになる問題がある、あるいはそもそもオンライン化なされていないという御意見はあるのかもしれませんが、やはり今問題なのは、新電力と大手電力の小売部門との間の情報格差だと我々は認識しています。新電力は多くの場合スポット市場にかなり依存していますし、それ以外の相対取引は大手電力さんから電気を買ってくるということですから、結局大手電力から見れば、新電力の発電原価、限界費用というのはかなりの確度で把握できる。逆に、新電力から見ると、大手電力側のそういう情報は伺い知ることができないという情報の非対称性があると思います。

あと、今、大手電力間で地域を超えた競争も起きつつあるわけですけれども、実はこういう観点から見ても、大手電力にとって他の大手の発電部門の情報が分かれば、よりこちらの大手電力は安く供給してくれるのではないかと、まさに競争が促されることになるわけですから、やはりユニット別の情報まで公開されることは非常に大事であろうと思うわけです。

実際に欧州では規則に基づいて、エリア別電源種別発電電力量だけではなくて、発電ユニット別の電力量が公開されています。やはりそこはオンライン制御ができないとか、そういうことではなくて、もう必須の課題として、至急に公開すべきではないかと私どもは考えております。供給区域別、電源種別及び燃料種別を、リアルタイムに近くビジュアル化された形での情報公開を早期に実現する。ユニット別の発電電力量。これについてもリアルタイムに近くビジュアル化された形で早期に実現する。いや、できないという場合には、どういう根拠なのかということと、いつになったらできるかということをお説明いただく措置を早急に講じるべきだと考えております。

2点目、内外無差別性の確保の話です。先ほど電取委さんがコミットメントをやってもらっているということで、この取組についても評価を申し上げます。調査した結果、大手電力の内部取引のほうが必ずしも低い、優遇しているわけではないということをおっしゃいましたけれども、やはりもう少し調査すべき点があるのではないかと。特に変動数量契約、必要なときに追加的に発電してもらえるとという確定数量でない契約、これは本来オプション価値が存在するわけですけれども、これが一体どれぐらいあるのか。

そもそも、グループ内の大手電力の取引の大半は変動契約ではないかという話もあるわけですけれども、小売側にとって有利な条件であれば、取引価格が高くなるのは当たり前ですので、やはりその辺まで踏み込んで、本当に無差別になっているのか調査する必要が

あるということです。仮に変動数量契約が広く提供されるのであれば、それは新電力も含めて同じ条件であることを担保する必要があると思っております。

もう一つ、小売側から見ると、やはり取戻し営業が以前から指摘されております。本当に赤字覚悟の内部的な取引がないのかについては、さらなる精査が必要と考えております。

したがって、提言、必要な措置のところですが、やはり無差別だということからは、大手電力の小売部門と新電力が本当に同条件で差別的でない価格で契約を選択できる、変動契約も含めてそのようにすべきと考えております。それをやるためには、例えば2024年度までに内外無差別で小売各社に大手電力から契約を提案させて、改めて仕切り直す、条件のよいものから相対契約を結ぶとしてはいかがかなと考えております。入札の時期をそろえることによって比較がしやすくなります。

1年以上の長期契約の場合は、一度解除していただいて、比較ができる形で無差別性を確保する。その際には、これまでグループ内でしたから、なかなか発電部門、小売部門、契約書がないというような話も聞こえてきておりますので、原則やはり契約書化すると、その資料を電取委さんのほうに提出を義務づけることが必要ではないか。その際には、こちらの契約ではこういう契約書、あちらの契約ではこうと、契約書がばらばらだと比較ができませんので、ひな形を作成する。当然取引数量とか価格はケースバイケースですので、そこは空欄になるのかもしれませんが、それについて電取委さんのほうでひな形を比較して無差別性を確認することが重要ではないか。

それと関連して、オプション価値を比較するための基礎情報、これが電取委さんに提出されるようにするのですとか、あるいは契約書のひな形や基礎情報のテンプレート、これはやはり共通の様式にしないと、電力会社によって異なっていると新電力さんも困るということです。それから、先ほどの小売の問題、内部補助がないのかをさらに精査する。それから、比較をする際に、年間を通じた平均価格だと比較になりませんので、各月の時間帯別の平均価格を比較するよう提案を申し上げます。

3点目、グロス・ビディングに代わるスポット市場の活性化策です。先ほど御説明があったとおり、1年前のスポット価格高騰問題を経て、グロス・ビディングは問題があるのではないかとということで、これをやめるべきと私どもは言いました。結局高値で買い戻すだけなので、スポット市場へのネットの供給力を全く増やさないということが起きていた。これも変動数量契約の問題が関係していると私どもは考えておまして、変動数量ですから需給逼迫したときも大手電力のグループ内で小売部門は安い価格で発電部門から買い続けることができる。その結果、スポット市場に電力が供給されないということが起きたのではないか。

ですので、廃止するのはいいわけですが、やはり需給逼迫のときにも一定の玉が市場に出されることが非常に大事ですので、変動数量契約の上限量、ここまでは変動数量ということを一定の範囲内に制限することが、非常に重要と考えております。この「新しい手段」というのが現時点ではまだ分からない部分があるわけですが、

まず変動数量契約の条件を透明化、統一化する。これは先ほど申し上げたわけですが、これにプラスしてグループ内の変動数量契約の上限量に一定の制限をかける。そうすると、玉が出てくると思っていますので、その割合を決めて、それ以上は変動数量契約でありませんとするのが重要なのではないかと。

同時に、これまでも余剰分の玉出しは行っていたわけですがけれども、これを公式の制度として継続する。余剰分の全量玉出しを継続することも大事である。その際に、需要を減少させるインセンティブ、価格が高いなら需要を減らしたほうがいいわけですから、発電部門と小売部門の費用の明細を明らかにする御提案をされていましたがけれども、会計分離も併せて実施していただきたいです。

最後、需給曲線の公開は評価できるわけですがけれども、現状ではデータがついていません。欧州などではCSVのような形でデータがついている。かつ非常に使い勝手のよいグラフで提供されておりますので、この辺りもさらなる改善を提案したいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

以上を踏まえて質疑応答に入りたいと思います。

やはり経産省の取組について御説明いただいた後に、さらなる提案ということで委員から提言がありましたので、この委員の提言書の項目に沿って、経産省のほうで委員のさらなる提言についてどのようにお考えかということ論点ごとにコメントをいただき、それで質疑応答をそれぞれさせていただければと思います。

20分程度時間がありますので、1 論点 5 分ぐらいで進めたいと思います。

それでは、これは電取委さんからよろしいですか。発電関連情報の公開について、委員からの提言した必要な措置、1 番目の論点についての対応のお考えをお聞かせいただければと思います。

○経済産業省（東室長） 取引監視委員会の東と申します。

とりあえず1 点目についてということよろしいですか。

○山田参事官 通しで全部お話されまじょうか。そちらのほう時間が短く済むかもしれません。

○経済産業省（東室長） 分かりました。

発電情報のところは御指摘を踏まえまして、先ほど御説明したように、まず今年の市場構造を踏まえて優先的にガイドラインの改定、事前にしっかり情報を出すというのを優先的に取り組んできたというのが実情でございます。今後、御指摘を踏まえて発電ユニット別の情報公開というのをどのようにやっていけるかというのをよくよく検討していきたいと思っております。資料でもお示したように、幾つか課題もありますので、そういった課題を精査して、何ができるのかというのを検討していきたいと思っております。

それから、2 点目の内外無差別についてでございますが、冒頭の説明でも申し上げましたけれども、法令上の規制として、そこを求めていくというのができませんので、御提案

いただいている中で、例えば既存の契約を解除するとか、書類の提出を義務づけるといったようなことが本当にできるのかというのは、なかなか難しさもあるのかなとは思っております。

一方で、御指摘いただいたもっとしっかり内外無差別を見ていけということにつきまして、事業者をコミットメントしているというフレームワークの中で、いただいたようなスキーム、例えばひな形をつくって、きちんともっと正確に変動数量契約を見ていくとか、そういった精緻化といいますか、そこのチェックの仕方をもっと精緻にやっていくべしということについて何ができるか、そこは御提案いただいた中身を参考にして検討していきたいと思えます。

それから、3点目のグロス・ビディングのところにつきましては、こちらも内外無差別と重なる部分があると思うのですけれども、こちらも社内取引、果たしてそういったことができるのかという問題はあろうかと思うのですけれども、先ほどの話と同じひな形をつくって公開する、そういった御提案を踏まえて内外無差別をどうやって達成していくのかという観点から検討していきたいと思えます。

それから、余剰全量についてしっかり自主的取組ではなく、制度化しなさいという点についてはガイドラインに位置づけるという方向で検討していきたいと思っております。

3点目の会計分離の実施という点についても、事の本質はやはり社内、グループ内取引の透明性を確保するための課題をしっかり考えるということだと思っております、内外無差別をどうやっていくのだというところの御指摘もひっくるめて引き続き総合的に検討していきたいと思えます。

最後の需給曲線の公開について、エリア別の公開は行っていくという点はお伝えしたとおりでして、データを含めて使いやすいものになるという点につきましては、これは実際にやっていくのはJEPXのほうでやっていくことになると思うのですけれども、ユーザーにとって使いやすいものとなるように、しっかりJEPXに取り組むように伝えたいと思えます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

一通りお話しいただきましたけれども、それでは、委員のほうから御質問がございましたらよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

大林委員、お願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。電取委の方の御発表に対して少し御質問がございますのと、あと、私どもが出した意見書の中でのことについても少しお話しさせていただきたいと思えます。

まず、電取委の方の一番最初の御説明、そして、今の御回答の中でもそうなのですけれども、そもそも大手電力会社が発電部門と販売部門を一つの会社に行っている中で、内外無差別があることが当たり前であったというような御説明をされていると思えます。それがマスコミ、あるいは一般の世論の中でも、ある程度許容されてきた状態であるといったよ

うな御説明をされたと思いますが、私は非常に驚きました。やはり電力システム改革、2013年4月に閣議決定されたものを見ても、競争が促進されていくというのは一つ重要なことであるし、一般家庭、消費者を含めた需要家が電力を適正に選ぶことができるということが書かれているわけです。今まで日本は、それまではもう本当に垂直統合型の電力会社による地域独占がなされていたわけで、この独占体制というのを解体して競争を入れていくということが、やはり一つの目的であったと思います。

高橋さんの説明の中でもあったのですけれども、旧一般電気事業者間のまず競争を促進するためにも、そういう意味では、情報を出していくことが必要ですし、そういった大手のプレーヤーのプロセスです。そういったことも促進していくためにも内外無差別というのをなくしていかないといけないのではないかと思いますので、それが当たり前というのは、私の理解とは少なくとも違っております。

さらに法的な規制が及ばないところとおっしゃっているのですけれども、やはり1回、そういう意味では、独占市場だったわけですから、そういったところでプレーをしていた一般電気事業者に関しては、実質的に競争を制限するような振る舞いに関しては、もっと独禁法の適用があるべきだと思いますし、強化していく方向で議論をしていくというのが監視委員会のあるべき姿なのだと思いますので、少しそういった認識は改めていただく必要があるかと思っています。

2点目、発電情報の公開はぜひ進めていただきたいと思います。2023年度とはいつのことなのかと、それだと再来年であってもおかしくないわけですね。ですので、2022年度中に必ず実現していただくように進めていくべきだと思います。確かにデジタル化が進んでいない発電設備を持っている事業者、そういった方々もいるのですが、もう小売の市場が自由化されてから5年以上、6年たっているわけです。そういった中で準備をしてこなかったわけですから、ある程度罰則、ペナルティーも設けるような勢いで公開というのをやっていくべきだと思います。

発電情報なのですけれども、私どもの意見書の中では需給曲線に関してはCSVというのをはっきり書かせていただいているのですが、当然発電情報に関しても単にビジュアル的に見せるだけではなくて分析ができないと、これはやはり第三者的な検討ができないということになりますので、この発電情報についてもCSVでの公開というのを念頭に置いて考えていただきたいと思います。

また、需給曲線に関しては、発電についてもTSOによるのではなくては、私はやはり一括して見る必要があると思いますので、OCCTOとか、そういったところで公開していくことも念頭に置いていただければと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで聞きましょうか。大林さんの御指摘についてのコメント、電取委と電ガ部にまたがっていたと思いますが、それぞれからお願いします。

○経済産業省（東室長） いろいろと御指導ありがとうございます。

1点目につきまして、ちょっと誤解するような御説明があったかもしれないですけども、内外差別があるのが当然だと申し上げているつもりは全くなくて、もともとそういった認識が広まっているようなところから、まさに内外無差別をしっかりとやっていかないといけないという思いで、こうしたコミットメントというところで、しっかりと捕まえていきたいという取組をしております、そこについては引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

2点目の独禁法の強化という点については、私どもは直接当局ではないので、そこについてどうこうというのは申し上げにくいのですが、少なくとも今の理解につきましては独禁当局にも確認した上で、こういうことになっていきますよねというのは共通の理解になっております。

以上でございます。

○山田参事官 電ガ部のほうから発電情報の公開のところをお願いします。

○経済産業省（小川課長） それでは、発電情報の公開のところ、系統情報は今しがた大林さんからもできるだけ早くというところ、これはどこまでできるかというところできっと協議を進めていきたいと思っております。また、個別の発電所の情報、こちらは電取委のほうから御説明がありましたけれども、エネ庁としては別の視点から何ができるのか、今しがたありましたペナルティーという話もなかなか難しいところはありますけれども、こういった形で何が有り得るのかというのは電取委ともしっかりと議論していきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 CSV形式で発表するべきだとか、あるいはTSOでなくてOCCTOからも統合したものをお願いしたいという点についてはいかがでしょうか。

○経済産業省（小川課長） データの開示の方法、利用者、こういった形で利便性を高められるかという点は、しっかり前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

八田先生、お願いします。

○八田構成員 どうもありがとうございました。

電取委が内外無差別をコミットメントとして進めていくために、大変な努力してこられたかというのはよく分かっています。実は大林さんがおっしゃるように、これはあるべき方向なので、そちらの方向にこれからも進めていただきたいと思っております。

進めていくに当たっては、旧一電の発電部門は、当然イコールフットィングで社内小売部門も、新電力も、それから、社外の旧一電の小売部門もみんな対等に扱わなくてはならないわけですから、我々の案の4ページの脚注の3に書いたのですが、会計分離が必要だと考えています。

そのためには、先ほど下村さんがおっしゃったように、費用の分離をするということがまず大前提なのですが、それに加えて収入の分離もきちんとすべきです。発電部門と小売部門がそれぞれ独立に自分の経常利益の形で幾らもうけているか分かるので、それぞれが利益最大化できるという仕組みがどうしても必要だろうと思います。

さらにこれまでは旧一電の発電部門と小売部門とが一括して取引所に売っていたけれども、今後は、それぞれの部分が別な市場取引担当者を設ける。その上で、玉出しなどに関して小売部門と発電部門の間での情報の遮断をする。これは、会社分離ではありませんが、そこまで会計分離を徹底して、発電部門は、社内小売部門とも社外小売事業者ともイコールフットイングで取引することが必要です。下村さんが御提案された第一歩からさらに進めた改革をやるのが、この内外無差別を達成するための大前提になると思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○山田参事官 電取委、電ガ部、いかがでしょうか。

○経済産業省（東室長） ありがとうございます。電取委でございます。

まず、情報の遮断ということに関して、現状、まさに内外無差別のコミットメントを求めていく中で、いわゆる需給管理部門とか、企画部門というようなところが、まさに取引の主体になっていまして、そこは明確に小売側ではないと、小売側とは切り離れたところで今やっってくださいということを確認、そこをやっていますよねというのに対してそういう形になっていますという点は、まず確認しております。その意味で、何か発電側と小売側で情報がそこに関して行き来しているということではなくて、そこはまず体制としてきちんとやっってもらっているというのが前提でございます。

その上で、御指摘の会計分離につきましては、先ほども申し上げましたけれども、内外無差別をやっていく中で何ができるのか、ほかにも今回御提案いただいている内外無差別のひな形をつくってしっかりチェックしていくということも含めて、そういった選択肢も含めて、そういう中で何ができるのかというのをしっかり考えていきたいと思えます。

○山田参事官 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○八田構成員 ちょっとくどいのですがけれども、念のために強調すると、これやはりそれぞれの部門の利益が確定して、それを最大化している確かめられるような仕組みになっていないとまずいと思います。そこをもう一步、ぜひ進めていただきたいと思えます。

○山田参事官 よろしいでしょうか。

川本委員、どうぞ。

○川本構成員 変動数量契約の問題です。内外無差別の方針を打ち出されて様々な対応をされている中で、コアの問題、ボトルネックはここにあるということになってくると思えます。

先ほどのお話の中で、一応私どもの提言のロジックとも合っていると思えます。変動数量契約を調査し、オプション価値を定量化していく。しかしそれはなかなか複雑で、精緻化されるとおっしゃったのですけれども、限界があるのではないかとも思えます。容量市

場のような考え方も出てきて、電源について費用負担もせよという一方で、電源を既存の大手電力と公平に享受できるようにするのは道理だと思います。そのためには、変動数量契約は非常に複雑な、過去の自由化以前からある契約ですから、一度巻き直すべきだというのは、ある種帰結のような感じがしておりました。

ただ、それを先ほど法令上の権限がないと仰いました。そこら辺はもう一度、どういう意味で法令上の権限がないのか、電気事業法ではそういう権限が監視委員会にはないということなのかについて検証が必要かと。もし権限がないのであれば、むしろ政策論として法改正をすべきかという話にもなってくると思います。そこら辺について、もう一度明確にさせていただければと思います。

○山田参事官 高橋先生から手が挙がっているので、高橋先生の御指摘をいただいた上で回答をお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

電取委さんが頑張ってらっしゃるということは我々も分かるわけですが、やはり先ほどから御返答を聞いていると、我々は具体的な提案をしているのですけれども、総合的に判断しますとか、これから考えますというお返事が残念ながら非常に多い。それはなぜかという、できることに限りがあるのですよと、権限もないしというお返事に率直に言って聞こえてきます。

私どももかなりタスクフォースの中で議論をしたのですけれども、基本的な方向性としては、もともと独占であったものを自由化しようとしていると、先ほど大林さんがおっしゃったとおりなのですが、そこでいかに競争を起こすかということだと思っています。そのためにわざわざ公取委ではなくて電取委さんがつくられたわけですから、重々御承知だとは思いますが、そこはやはり特別な専門性を持って自由化をさせるだけの立場にいらっしゃると思っています。

その上で端的にお伺いしたいのが、我々はやはり電力会社の発電部門と小売部門が独立した主体として、それぞれが利益の最大化を目指すことが、当然消費者の利益にもなるし、電力会社自らにとっての利益にもなることを心から信じて、そういう考え方に沿って御提言を申し上げているつもりです。電取委さんもどこまでできるかとか、実際に相手があることですから、嫌がられることはあるとは思いますが、理想型として、やはり発電部門と小売部門は独立した主体として利益を最大化すべきという価値観を持っていらっしゃるのかどうか。この点をぜひ確認させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、電取委のほうから契約の一旦巻き直しをするということと、それから、権限論について、制度を変えるということもできるということで、権限についての御見解、それから、最後に高橋先生の、両方の主体が利益を最大化するという理想像について、どうお考えかということをお返答いただけますでしょうか。

○経済産業省（東室長）　ありがとうございます。

川本先生の御指摘の点、やや繰り返しのようになってしまうところもあるのですが、例えば既存の契約、民民の契約、既存のものを破棄するというか、これはやめるというのを役所側から、それこそ何らかの権限に基づいてできるのかと言われると、これは非常に難しいのではないかと思います。それは当然民民の契約ですので非常に難しいところはあると思いますし、今、そういう権限が監視委員会にあるのかと言われるれば、恐らくないのだと思います。

他方で、では、何もできませんと申し上げているつもりはなくて、今御提案いただいているようなスキームを何とかこのコミットメントというこのフレームワークにうまく組み込んでいくことで、よりしっかり内外無差別というのを見ていけるような形はつくりたいと思っております。何とかそういう方向で努力したいと考えております。

それから、高橋先生からありました利潤の最大化を求めべき、発電側は発電側としての利潤最大化を追求すべきだという点については、そこは全くおっしゃるとおりだと思っております。繰り返しの点ですけれども、コミットメントの中でも発電側の利潤最大化を追求していく、そういう考え方に立って、当然そのためには内外無差別でやってかないといけないですよと、卸売も内外無差別でやらないといけないですよということでコミットメントをいただいている。もともとそういう形で要請していますし、そういう形でコミットメントをしていただいているので、発電側の利潤最大化を追求すべきだというのは、そのとおりだと思っております。

○山田参事官　大林さんから一言いただいた後に、大臣、副大臣からコメントをいただきたいと思っております。

○大林構成員　簡単に申し上げたいと思っております。民民の取引という言葉もあつたのですが、もともと独占市場だったということで、発電設備そのものの、総括原価方式で建てられたものというのが前提にあると思っておりますので、そのところはきっちりと捉えて規制をしていただきたいと思います。

○山田参事官　ありがとうございました。

それでは、論点は多岐にわたっておりますので、紙ベースのやり取りを今後やらせていただくとして、今日のところの締めということで、牧島大臣から御発言をお願いしたいと思います。

○牧島大臣　貴重な御意見をそれぞれの専門家の先生方から御開陳いただいたと思っております。副大臣は発言が特にないということですので、私どもとして今日の御議論を伺った感想を申し上げますと、電力市場において情報の非対称性があることとか、公正な競争環境を確立しなければならないということについては、皆さん同じ思いなのだと思います。

内外無差別という状況が望ましくないということも同じ思いなのですが、では、本当に内外無差別になっているのかということはどうやって確かめるのか、客観性をということだと思います。そういう意味では、データの公開、CSVの形でという具体的な御提言もあり

ました。それから、チェックできるようにしなければならない、客観的に見える化しなければならないという御提言もあったと思います。こうしたものを踏まえて、さらなる検討を進めていただきたいということをお願いいたします。

最後に、例年6月頃に規制改革実施計画をまとめることになっていますので、それを念頭に、いつまでに何をするのかというコミットメント、ぜひ今日御関係者の方々、御参加いただいておりますので、私から再度お願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、本日は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTubeの動画概要欄に記載している規制改革推進委員会の公式Twitterにおいて、今後の日程を随時告知させていただきます。

それでは、本日のタスクフォースを終了させていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。